

# 言語障害児童・生徒における合理的配慮についての研究 —実態調査を通して—

水野幸代<sup>1)</sup>・石田祥代<sup>2)</sup>\*

<sup>1)</sup>千葉大学大学院・教育学研究科・修士課程

<sup>2)</sup>千葉大学・教育学部

## Research on Reasonable Accommodation for Children and Students with Language Disorders —Through a Fact-Finding Survey—

MIZUNO Yukiyo<sup>1)</sup> and ISHIDA Sachiyo<sup>2)</sup>\*

<sup>1)</sup>Graduate School of Education, Chiba University, Japan: Master's Program

<sup>2)</sup>Faculty of Education, Chiba University, Japan

本研究では、千葉県A市のすべての小学校と中学校の管理職または特別支援教育に関わる職員を対象に合理的配慮の提供における理解と現状を調査するため、千葉県A市における言語障害通級児童・生徒に関する合理的配慮の提供とその内容について明らかにすることを目的とした。

アンケート調査を行った結果、小学校と中学校において、言語障害児童生徒に合理的配慮を提供している状況が明らかになった。合理的配慮の周知に関しても、学校全体として意識が高いことが分かった。また、言語障害児童生徒への合理的配慮に関するパンフレットや事例集等があると、合理的配慮を説明しやすいと考えていた。さらには、合理的配慮提供に関して困っていることが多数存在していることが判明した。

この調査により、言語障害児童生徒における合理的配慮の提供の内容を例示することの重要性と、合理的配慮を含む連続性のある支援について考えることの必要性が見出された。

キーワード：合理的配慮 (Reasonable Accommodation), 言語障害 (Language Disorders),  
通級指導教室 (Regular Instruction Classroom)

### 1. 緒 言

障害者基本法は、日本の障害者政策についての国の基本的な方針を定めるものである。その一部が法改正(2004)されたことにより、基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止の規定が設けられていたが、障害者権利条約の批准に向けた平成23(2011)年の法改正の中で、基本原則として、障害を理由とする差別禁止および合理的配慮の提供についての規定が改めて整えられることとなった。差別禁止に関しては、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」との規定を置いている(4条1項)。また合理的配慮についても、「社会的障害の除去は、それを必要としている障害者が現に在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない時は、それを怠ることによって全項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」としている(同条2項)。さらに、令和3(2021)年には、障害者差別解消法が改正され、令和6(2024)年4月1日から「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害の合理的配慮の提供が義務化されることとなった。

しかしながら、平林・飯野(2023)によれば、学習面で著しい困難を示す生徒7万人のうち、高校入試において受験上の配慮を求めたのはわずか311名で、割合にすると0.0044%にすぎなかった。この結果から、現場において適切かつ円滑な合理的配慮がどの程度実施されているのかを見ていくことが肝要であり、法律の内容を理解する教員が増えれば、合理的配慮提供が円滑に行われる可能性は十分にあると今後の課題が示されている。同時に、合理的配慮の不足により、本人が持っている能力が十分に発揮されず、英検等の資格試験や就職等の面接において不利益を被るなど、将来において多大なる影響を及ぼすこと、それに伴い社交不安や不登校、引きこもり等に結び付く可能性もある(菊池, 2014)。

このようななか、千葉県教育委員会でも、平成29(2017)年「合理的配慮事例集」を発行し、周知をしている。しかしながら、言語障害の児童・生徒についての合理的配慮は含まれておらず、また千葉県内における言語障害児への合理的配慮についての実態も明らかになっていない。本県が目指すあらゆる段階におけるインクルーシブ教育システムの確保(千葉県教育委員会, 2022)のためにも、構音障害や吃音障害ほか言語障害児童・生徒についての合理的配慮の事例が示される必要がある。

そこで本研究では、言語障害の児童・生徒のための合理的配慮の内容と、合理的配慮についての教員の理解に

\*連絡先著者：石田祥代 ishidasachiyo@chiba-u.jp

ついでの実態調査を実施し、千葉県A市小中学校における言語障害児童・生徒への合理的配慮の実態について明らかにすることを目的とした。

## 2. 方 法

### (1) 調査対象者

千葉県A市のすべての小学校と中学校の管理職または特別支援教育に関わる職員を対象とする。

### (2) 調査内容

菊池 (2019), 高木 (2017), 内閣府「合理的配慮等具体例集」, 文部科学省「合理的配慮」日本の特別支援教育の状況について等を参考にして質問項目を選定した。その後, 教育学を学ぶ大学院生5名と特別支援教育に関わる現職教員4名の意見により加筆修正したうえで, 管理職1名並びにA市教育委員会に内容を確認していただき, 質問紙を作成した。

小学校に対しての質問紙は

- ・言語通級指導教室児童についての合理的配慮について
  - ・合理的配慮の周知について
- の2つのカテゴリー合計10項目とした。

中学校に対しての質問紙は

- ・言語通級指導教室卒業生徒についての合理的配慮について
  - ・合理的配慮の周知について
- の2つのカテゴリー合計10項目とした。

### (3) 調査の手続きと時期

A市教育委員会より市内のすべての小中学校を対象に調査を実施する承諾を得た後, 同市校長会で研究の趣旨と, 研究結果を発表する際には個人や学校名が特定されるような情報は公開しないこと, 研究参加は任意であることについて説明し, 研究への協力を依頼した。その後, 2023年9月第1週に質問紙の配布を行い, 最長28日間の留置法とした。

### (4) 倫理的配慮

質問紙調査は, 学校名や氏名などの項目はなく, 個人が特定されないように作成した。回収したデータは, 厳重に管理した上で保管し, 一定期間を経た後粉砕にて破棄する。

### (5) 分析方法

単純集計とクロス集計を用いた。

## 3. 結 果

### (1) 言語通級指導教室の児童生徒の合理的配慮

質問紙に回答してくれた小学校と中学校の回答者の職名の割合について調べると, 小学校と中学校の回収することのできた学校58校のうち, 管理職が29名, 言語通級指導教室教諭が8名, 特別支援学級・特別支援教室教諭が17名, 上記以外の教諭が3名, 無回答が1名であり,

管理職の意識も高く, 特別支援に関する教諭と連携をして回答に当たっていることが伺えた

言語通級指導教室(以下, 言語通級とする)を利用している児童生徒がいる小中学校数を表1に示した。小学校41件の回答のうち, 28件が「いる」との回答であった。「いる」との回答28件のうち, 合理的配慮を行っている小学校は15件, 今後する予定の小学校は4件であった(表3)。中学校17件のうち, 12件が「いない」との回答であった(表2)。また, 中学校で「いる」と回答した5件の中学校全てで, 生徒は小学校で言語通級に通っていたとの回答であった。表3によれば, 「いる」との回答5件のうち, 合理的配慮を行っている中学校は2件, 今後する予定の中学校は1件であった。

表4に示したように, 小学校で言語通級指導教室を利用している構音障害児は64名であり, うち合理的配慮の提供は31件であった。最も多いのが「音読や発表の時などに学習内容の変更・調整を行っている」で9件であった。一方, 中学校に在籍する構音障害生徒は0名であった。

表5に示したように, 小学校で言語通級指導教室を利用している吃音障害児は33名であり, うち合理的配慮の提供31件であった。「音読や発表の時などに学習内容の変更・調整を行っている」が6件, 「発表があるときに時間的余韻の確保をしている」が3件「発表するときには集団で声を合わせて発表することができるようにしている」が3件と, 人前で発表をする時に合理的配慮を提供している状況であることが分かる。また, 「吃音の理解, 本人の心情理解などについて, 周囲の児童生徒, 教職員, 保護者への理解啓発に努めている」が5件であり, 「自分の吃音を他人に説明できるなどの自己理解のための指導をしている」が4件であり, 吃音に関しての周囲の理

表1 言語通級指導教室を利用している児童生徒が在籍する小学校数

いる	28
いない	12
無回答	1
合計	41

表2 言語障害のある生徒が在籍する中学校数

いる(うち小学校で言語通級)	5(5)
いない	12
合計	17

表3 言語障害児童・生徒への合理的配慮の有無について

	小学校	中学校
していない	9	2
現在はしていないが, 今後する予定である	4	1
している	15	2
合計	28	5

表4 構音障害児童・生徒（小学校64名，中学校0名）への合理的配慮の内容について

合理的配慮の内容		小	中
構音障害 小 64 名・ 中 0 名	音読や発表の時などに学習内容の変更・調整を行っている。	9	0
	音読や九九の暗唱等に関して評価法の変更を行っている。	5	0
	九九の発表の指導をしている。	2	0
	書くことによる代替を行っている。	1	0
	代筆でコミュニケーションを図っている。	0	0
	ICT機器を利用してコミュニケーションを図っている。	0	0
	構音障害に関しての情報を提供している。	5	0
	構音障害，本人の心情について，周囲の児童生徒，教職員，保護者への理解啓発に努めている。	5	0
	言語聴覚士などとの連携による指導の充実を図っている。	1	0
	発語による連絡が難しい場合には，その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練を行っている。	0	0
	その他（小：クールダウンの場の確保・ロジャーマイクを使用・座席を前方に配置・デージー教科書を使用・ルビふりテスト・家庭でできる食事やトレーニングを伝えて家庭協力）	3	0
	合計	31	0

表5 吃音障害児童・生徒（小学校33名，中学校0名）への合理的配慮の内容について

合理的配慮の内容		小	中
吃音障害 小 33 名・ 中 0 名	音読や発表の時などに学習内容の変更・調整を行っている。	6	0
	音読や九九の暗唱等に関して評価法の変更を行っている。	3	0
	九九の発表の指導をしている。	2	0
	児童が書くことによる代替を行っている。	0	0
	代筆でコミュニケーションを図っている。	0	0
	ICT機器を利用してコミュニケーションを図っている。	0	0
	自分の吃音を他人に説明できるなどの自己理解のための指導をしている。	4	0
	2分の1成人式や卒業式などでの点呼の変更を行っている。	0	0
	発表があるときに時間的余韻の確保をしている。	3	0
	発表するときは集団で声を合わせて発表することができるようにしている。	3	0
	吃音のある児童生徒などが集まる交流機会の情報提供などを行っている。	2	0
	友達から認められる機会の増加に努めている。	3	0
	言語聴覚士などとの連携による指導の充実を図っている。	0	0
	吃音の理解，本人の心情理解などについて，周囲の児童生徒，教職員，保護者への理解啓発に努めている。	5	0
	災害時に，安否を伝える方法などを取り入れた避難訓練を行っている。	0	0
	その他	0	0
合計	31	0	

解が必要であることも伺える結果となっている。中学校に在籍する吃音障害生徒は0名であった。

表6に示したように，小学校で言語通級指導教室を利用している場面緘黙障害児は7名であり，うち合理的配慮の提供は18件であった。「質問する際は，『はい』『いいえ』で答えられる質問を用意し，うなずきや視線で意思表示ができるようにしている」が4件，「授業では，

教師が代読したり，紙に書いて解答できるようにしたりしている」で3件であり，本人の意思が他者に伝えられることができるように合理的配慮を提供している。中学校に在籍する場面緘黙生徒は2名であるが，合理的配慮の提供は4件であった。「ジェスチャーを用いたコミュニケーションの代替手段を取っている」が1件あり，小学校と同様に「質問する際は『はい』『いいえ』で答え

られる質問を用意し、うなずきや視線で意思表示ができるようにしている」も1件であった。

表7に示したように、小学校で言語通級指導教室を利用していることばの遅れのある障害児は44名であり、うち合理的配慮の提供は16件であった。「実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明している」が5件で最も多く、ことばの理解が難しいため、ことば以外で説明する方法を合理的配慮としていることが伺える。また、音声読み上げソフトを利用したり、文章にルビをふったりするなど、ことばの理解を促すための方法をとっていることが分かる。なお、ことばの遅れの項目については中学校では言語障害通級指導教室が存在せず、中学校では知的学級のみを設置となるため、中学校では質問項目より削除している。

表8に示したように小学校の時に言語通級を利用して知的障害生徒は中学校に3名在籍していた。合理的配慮の提供は2件で、「実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明している」と「言語障害、本人の心情について、周囲の生徒、教職員、保護者への理解啓発に努めている」でそれぞれ2件であった。なお、小学校については、言語通級の児童について聴取してい

るため、小学校への質問紙に本質問項目は含まれていない。

表9に示したように、言語通級指導教室を利用している障害種が不明な障害児は17名であり、うち合理的配慮の提供は9件であった。そのうち「言語障害、本人の心情理解について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努めている」と「文章にルビをふっている」「実物、写真、絵などの視覚的にわかりやすいものを用いて説明している」がそれぞれ2件であった。一方、中学校では小学校の時に言語通級を利用していた生徒のうち、障害種が不明は6名であった。うち合理的配慮の提供は6件であった。最も多いのが「言語障害、本人の心情理解について、周囲の生徒、教職員、保護者への理解啓発に努めている。」で2件であった。

(2) 合理的配慮の周知について

調査対象の小中学校全てに対し、合理的配慮の周知について複数回答を求めたところ、小学校では、「教育相談や面談で合理的配慮について説明をしている」が28件と最も多く、中学校でも11件の回答数が得られた。また、小学校で80件、中学校で34件と、いずれかの方法で合理

表6 場面緘黙児童・生徒（小学校7名、中学校2名）への合理的配慮の内容について

合理的配慮の内容		小	中
場面緘黙 小7名・中2名	授業では、教師が代読したり、紙に書いて解答できるようにしたりしている。	3	0
	意思表示カードを活用するなどコミュニケーションの代替手段を取っている。	1	0
	ジェスチャーを用いたコミュニケーションを図っている。	2	1
	児童・生徒が、書くことによる代替を行っている。	2	0
	代筆でコミュニケーションを図っている。	1	0
	ICT機器を利用してコミュニケーションを図っている。	0	1
	質問する際は、「はい」、「いいえ」で答えられる質問を用意し、うなずきや視線で意思表示ができるようにしている。	4	1
	言語障害、本人の心情理解について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努めている。	4	1
	災害時に、自己紹介カードの作成や、安否を伝える方法などを取り入れた避難訓練を行っている。	0	0
	その他（小：気持ちの通じる子を同じ班やグループに入れる）	1	0
合計	18	4	

表7 ことばの遅れのある児童（小学校44名）への合理的配慮の内容について

合理的配慮の内容		小
ことばの遅れ 44名	拡大教科書を使用している。	0
	タブレット端末を利用して学習をしている。	2
	音声読み上げソフトを利用している。	0
	文章にルビをふっている。	4
	実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明している。	5
	言語障害、本人の心情について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努めている。	3
	その他（指示した後、児童が理解できているか確認する・座席を前方に設置）	2
	合計	16

表8 知的障害生徒（中学校3名）への合理的配慮の内容について

	合理的配慮の内容	中
知的障害 3名	拡大教科書を使用している。	0
	タブレット端末を利用して学習をしている。	0
	音声読み上げソフトを利用している。	0
	文章にルビをふっている。	0
	実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明している。	1
	言語障害、本人の心情について、周囲の生徒、教職員、保護者への理解啓発に努めている。	1
	その他	0
	合計	2

表9 障害種が不明な児童・生徒（小学校17名、中学校6名）への合理的配慮の内容について

	合理的配慮の内容	小	中
障害種が不明 小17名・中6名	音読や発表の時などに学習内容の変更・調整を行っている。	0	1
	音読や九九の暗唱等に関して評価法の変更を行っている。	0	0
	児童が、書くことによる代替を行っている。	0	0
	代筆でコミュニケーションを図っている。	0	0
	ICT機器を利用してコミュニケーションを図っている。	0	0
	言語障害に関しての情報を提供している。	0	0
	言語障害、本人の心情理解について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努めている。	2	2
	発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練を行っている。	0	0
	拡大教科書を使用している。	0	0
	音声読み上げソフトを利用している。	1	0
	文章にルビをふっている。	2	1
	実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明している。	2	0
	その他（小：ノートやマス目の大きさを変更・宿題の量の調整・クールダウンの場の設置・座席を前方に設置・予定を伝える・本人の注意が向いてから話す・課題の量を調整する・必要に応じて計算機を使用する、中：発表の指導や時間的余韻の確保・自閉症/情緒通級を利用・座席の工夫・ゆっくり時間を取ってせかさない）	2	2
	合計	9	6

的配慮についての周知を行っていることがわかり、合理的配慮提供についての意識が高いことが伺えた（表10）。

言語障害のある児童・生徒への合理的配慮提供に関して、パンフレット等があると説明をしやすいかという質問（表11）では、「とても思う」と「思う」を合わせると、小学校では39件、中学校では15件で合わせて54件になり、パンフレットなどを使用すると合理的配慮について説明しやすいと考えていることが分かった。

表12では、言語障害通級児童への合理的配慮の事例集があると、指導や支援に関して役立たせることができると「とても思う」と「思う」と答えた回答が合わせて小学校で40件、中学校で15件あり、合わせて55件であった。言語障害通級児童・生徒への合理的配慮事例集があると指導や支援がしやすいと考えていることが分かった。

表13では、合理的配慮提供に関して困っていることが

あると答えた回答が小学校では19件、中学校では8件で合計27件であり、ないと答えた回答は小学校で22件、中学校で9件となり、合計すると31件であり、意見が大体半分に分かれていたが、表の回答のみでは困り感を捉えきれない部分があり、言語障害児童・生徒が学校に在籍しているか、いないかの回答と関連させて見ていく必要性もあると思われた。

表14では、合理的配慮の困りごととしてあてはまるものを回答してもらったが、全件数は小学校で68件、中学校で23件と合計で91件あり、合理的配慮に関して困っていることが多数あることがわかり、合理的配慮提供に関しての課題が多数あることが明らかになった。

表15では、言語障害のある児童に関する合理的配慮をさらに充実させるためにはどんなことが必要だと思うかについての回答であるが、小学校では、「言語障害に対

表10 合理的配慮の説明に関してどのように保護者に周知をしているか

周知の方法・内容	小	中
学校だよりや学年だより、ホームページ等で合理的配慮提供に関する説明をしている。	13	1
保護者会等で合理的配慮について説明している。	12	7
特別支援学級や特別支援教室で合理的配慮について説明している。	18	12
パンフレットやポスターを校内に置いて周知している。	5	2
教育相談や面談で合理的配慮について説明をしている。	28	11
特に周知はしていない。	4	1
合計	80	34

表11 言語障害のある児童・生徒の合理的配慮提供に関するパンフレット等があると説明がしやすいか

合理的配慮提供に関するパンフレット等があると説明しやすいか	小	中
とても思う	18	5
思う	21	10
あまり思わない	2	2
思わない	0	0
合計	41	17

表12 言語障害通級児童・生徒への合理的配慮の事例集があると、指導や支援に関して役立たせることができるか

合理的配慮の事例集があると、指導や支援に関して役立たせることができるか	小	中
とても思う	19	4
思う	21	11
あまり思わない	1	1
思わない	0	0
合計	41	17

表13 合理的配慮に関して困っていることがあるか

合理的配慮提供に関して困っていることはあるか	小	中
ある	19	8
ない	22	9
合計	41	17

する合理的配慮の具体例が示してあるサイトがあればよい」と答えた件数が22件と一番多く、中学校では「言語障害のある生徒のための合理的配慮を集約した総合サイトがあればよい」が11件と最も多かったが、その他の項目も多く、言語障害に関する合理的配慮についての情報が何かの形であると良いと思っていることが伺えた。また、その他の意見では、中学校に言語障害通級指導教室が無いことについての言及や、中学校になり思春期に入ることによる二次障害への心配、人員の必要性等があげられていた。

なお、場面緘黙は情緒障害であるが、言語通級指導教室で指導を行い、合理的配慮の提供をしている実態があった。

#### 4. 考 察

本研究では、千葉県A市小中学校における言語障害児への合理的配慮の実態について明らかにすることを目的に、市内小中学校全校を対象に、言語障害通級指導教室の児童と、言語障害通級指導教室を卒業した中学生に関して、各障害の合理的配慮提供の有無とその内容、人数についてと、合理的配慮の周知についてという2つのカテゴリーから構成される質問紙調査を実施した。その結果、小中学校合わせて58件の回答が得られた。その半数が管理職による回答であり、特別支援教育担当の教員と協力して回答にあたっていることが伺えた。また、言語障害通級指導教室教諭や特別支援学級・特別支援教室

表14 合理的配慮の困りごととして当てはまるものについて

合理的配慮の困りごとについて	小	中
合理的配慮について詳しくわからない。	2	0
合理的配慮の事例がないのでイメージがわからない。	4	0
合理的配慮をどのように提供してよいか不明である。	5	3
合理的配慮が必要だと感じているが、保護者が合理的配慮について理解することが難しい。	5	2
合理的配慮について説明できる資料がないため、説明できる自信がない。	2	0
合理的配慮について全職員が理解できていない。	8	2
合理的配慮についてどのように引継ぎをしてよいか分からない。	4	0
合理的配慮についての提供について誰が中心に行うかが分からない。	6	1
時間が経つにつれて合理的配慮の内容が変化していくためどう記載してよいか分からない。	2	1
合理的配慮について保護者の要望が多すぎて対応に苦慮している。	3	2
合理的配慮を適切に行うことができる教職員が不足している。	8	2
忙しすぎて合理的配慮にまで手が回らない。	4	2
何が合理的配慮になるのか分からない。	3	2
合理的配慮に関する書類の作成が分からない。	1	1
いつ、どのように合意形成が生じるのか分からない。	1	1
合理的配慮について明確に示しているものが資料として見当たらない。	4	0
合理的配慮についてどうやって情報収集したらよいか分からない。	2	1
合理的配慮に関してどこに相談していいのか分からない。	0	2
その他（小：必要な合理的配慮を、保護者が受け入れられない・合理的配慮を可能な限り行わなければならないと認識しているものの実際手が回りきらない面がある・人員不足のため、十分に対応できていないように感じることもある・事例集によって、同じ内容でも合理的配慮の例とされたり、されなかったりし、混乱している・個に応じた指導・支援を行うことが当たり前と思っている教師にとっては、クラス全員に必要に応じて行っており、合理的配慮にあたらぬ、中：保護者からの申し出が少ない）	4	1
合計	68	23

表15 言語障害のある児童・生徒に関する合理的配慮をさらに充実させるためには、どんなことが必要か

合理的配慮をさらに充実させるためには、どんなことが必要か	小	中
言語障害に対する合理的配慮の具体例が示してあるサイトがあればよい。	22	10
言語障害のある生徒のための合理的配慮を集約した総合サイトがあればよい。	11	11
言語障害に対する合理的配慮について、教育機関等による研修があればよい。	14	3
言語障害のある生徒に対する合理的配慮について相談できる公的窓口があればよい。	14	8
その他（小：保護者面談の際、専門知識のある方が同席・助言・合理的配慮を充実させるのにあたって、教室で支援していただけるスタッフの方がいるとありがたい・専門スタッフの配置・これまでの回答は通級児童の通常学級での合理的配慮であり、通級では指導や手立てにあたる。あくまで障害の状態により必要な合理的配慮について話し合われるので、「言語障害通級指導教室の児童」というカテゴリーで合理的配慮を充実させる必要性を感じたことはない・中学校に言語通級指導教室が設置されていない・思春期に入ることにより二次障害が心配される等のことにより心理的支援が必要だと思う、中：保護者面談の際、専門知識のある方が同席・助言）	4	1
合計	65	33

教諭など、特別支援に関わる教員からも率直な回答が得られた。以上より、A市では合理的配慮についての意識が学校体制として高いことが感じられた。

小学校では、言語障害における、構音障害、吃音障害、場面緘黙、ことばの遅れ、その他の障害それぞれに対する合理的配慮の提供について回答を得た。結果、いずれ

の障害においても音読や発表の時の学習内容の変更・調整や周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発が合理的配慮として行われ、その他複数の合理的配慮が行われている状況が明らかになった。中学校では、言語通級指導教室はないものの言語障害を有する生徒が在籍しており、合理的配慮の提供が小学校での提供に引き続き行われている実態が判明した。本調査では、小学校での合理的配慮（複数回答）の合計件数は105件で、中学校での合計件数は12件であった。小学校での合理的配慮提供の数が多いことと、中学校での合理的配慮提供の数が少ないことが判明したが、同一児童生徒を追跡しているのではないため、詳しい原因を判明することはできない。しかしながら、今後、小学校において合理的配慮を提供した結果、児童がどのように学校生活を円滑に送り、自信を持って次の学びの場へ移行していくことができているのかということの研究していく必要性があると思われる。さらには、合理的配慮の提供の例を示すことにより、より多くの言語障害を有する児童が早期に合理的配慮提供を受け、早期支援を得ることができるようになるであろうと考える。

言語障害の障害種別に見てみると、構音障害がこの調査では中学校では0名となっていることから、言語障害通級指導教室で構音障害の指導を受けていた児童が中学校において構音障害が目立たない状況となっていることが伺えた。吃音障害に関して調査の結果を見ると、障害の特性が続いているにも関わらず、吃音障害の生徒が0名となっていることから、吃音児童が埋没していることが考えられ、小学校から中学校への効果的な引継ぎ方法について考えていく必要性があると考えられる。障害種が不明である人数は小学校17名に対し中学校では6名存在していた。しかしながら、障害種が不明であっても小学校・中学校ともに合理的配慮が提供されていたことから、児童・生徒は特別な教育的ニーズを有しているのではないかと考えられる。

今回の調査を通して、言語通級指導教室を卒業した中学生が中学校で依然として特別な教育的ニーズを有しており、中学校でも工夫しながら合理的配慮を提供していることが明らかとなった。なお、調査対象であるA市では、各学校に特別支援教室や通級指導教室を設置されている等インクルーシブ教育システムが比較的整備されている教育環境にあるため、困難を抱える児童・生徒は何らかの支援を得られる可能性が高いことを付記しておきたい。

現在就学前から就労に至るまで、将来にわたって子どもの個々の教育的ニーズに応じた支援がますます重要視されている社会的趨勢がある。日本のインクルーシブ教育において連続性のある学びの場が提供されていることが求められているが、学びの場を提供できる条件が整うかどうかは地域差も大きい。言語障害通級指導教室についていえば、全国的に小学校までの体制になっている自治体が多い現況であるが、連続性のある学びの場という視点からは中学校においても体制の継続が求められるかもしれない。しかしながら、質問紙調査では言語障害を有する生徒の中学校での困り感や支援を提供する中学校側の困り感までは浮き彫りにできなかったため、聞き取り調査を通じてさらに詳細に分析することが必要であると考えられた。今後はそれらの調査もふまえて、質の高い合理的配慮のあり方や言語障害のある生徒を支援するインクルーシブ教育システムのあり方についてもさらに検討していきたい。

## 引用文献

- 菊池良和 (2014) 吃音のリスクマネジメント. 学苑社.  
 菊池良和 (2019) 吃音の合理的配慮. 学苑社.  
 国立特別支援教育総合研究所 (2020) 特別支援教育の基礎・基本2020. ジアース教育新社.  
 高木潤野 (2017) 学校における場面緘黙への対応：合理的配慮から支援計画作成まで. 学苑社.  
 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/dai3jisuishinkihonkeikaku.html> (最終閲覧日2023/10/20)  
 千葉県教育委員会 (2017) 合理的配慮事例集. <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyojireishuu.html/> (最終閲覧日2023/10/20)  
 土橋圭子・渡辺慶一郎 (2020) 発達障害・知的障害のための合理的配慮ハンドブック. 有斐閣.  
 平林ルミ・飯野由里子 (2023) 学校における合理的配慮の理解と課題. 東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター活動報告, 7. 20-34  
 内閣府障害者制度改革担当室 合理的配慮等具体例データ集 (合理的配慮サーチ) <https://inclusive.nise.go.jp/> (最終閲覧日2023/10/20)  
 文部科学省 (2019) 日本の特別支援教育の状況について資料3-1-2 [https://www.mext.go.jp/content/2\(0200109-mxt\\_tokubetu01-00069\\_3\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/2(0200109-mxt_tokubetu01-00069_3_2.pdf) (最終閲覧日2023/10/20)